

第4回 環境専門委員会議事録要旨

1. 日時

平成20年10月10日（金）14:00～17:00

2. 場所

名古屋会議室 名駅西口店 第1会議室

3. 出席委員

委員長 大東憲二

委員 上砂正一、 姜永根、 坂部孝夫

4. 委員以外の出席者

石原産業（事業者）

石原化工建設、森本工産（安全管理および調査担当会社）

5. 議題

- (1) 全域調査フェーズ1・履歴調査の状況
- (2) 今後の調査計画について(工場全域調査 進捗状況)
- (3) BSサイトの健康リスク調査について
- (4) その他の情報連絡

6. 議事概要

- ・委員長の指示により傍聴者入室

(1) 全域調査フェーズ1・履歴調査の状況

- ・資料1に基づき、パワーポイントを使用して説明。(石原産業)

- ・(専門委員) 戦時中の米軍の爆撃について記録はあるのか? 明石の土地には爆撃由来の土壤汚染が出ている。四日市工場にも爆撃の影響が残っている可能性があるのではないだろうか。

(石原産業) ISKには、どの建物がどのような被害を受けたかについて記録がある。ほぼ工場全域で爆撃を受けて設備が被害を受けている。

(専門委員) 爆弾に使用されていた鉛の汚染があるのではないか。また、爆撃で設備に被害を受けたのであれば、その設備で使用していた化学物質が土壤を汚染した可能性が大きい。

- ・(専門委員) 東海地震(1944年)の被害はどのようなものか?

(石原産業) 地盤沈下による建物の傾き、亀裂が多いが、倒壊は無いようだ。

- ・(専門委員) 伊勢湾台風の被災状況についてはどうか?

(石原産業) 伊勢湾台風の被害についてはあまり資料が残っていないので、被災状況は不明である。

- ・(専門委員)資料 15～17 頁には原料別の使用履歴はあるが、廃棄物の原料別発生履歴と重なっていると見てよいのか？
 (石原産業) 資料には、使用場所は工場設備、廃棄場所は沈殿池等で一括して表示している。
 (専門委員)当該使用履歴図面に原料別使用時期や事件発生時期等の年代表を付けて欲しい。
 (石原産業)次の報告資料には年代を併記する。
- ・(専門委員)沈殿池の構造について、中和した沈殿物はどうしたのか？取り除いたのか？
 (専門委員)沈殿池の底になにか処理してあるのか？
 (石原産業)中和物はそのまま沈降・堆積したもようである。跡地利用の場合は、沈殿池の築堤を残し、沈殿池上部にそのまま覆土している。底の処理は特に記録がない。
- ・(専門委員) 地歴に関する従業員、OBへのヒアリング調査の進捗はどうか？
 (石原産業)今回の地歴調査報告に関しても、一部、ヒアリング調査内容を織り込んでいる。引き続き調査を続行している。
 (石原産業) 1940～50 年代のヒアリングはなかなか困難である。それ以降のヒアリング実施はできている。

(2) 今後の調査計画について(工場全域調査 進捗状況)

- ・全体調査の途中経過報告を資料2及びパワーポイントで報告。(森本工産)
- ・ボーリング予定地点図 45 地点について、9 月 29 日より順次ボーリング調査を開始し、ISKの定期修理のスケジュールを勘案しながら現在5～6地点を実施中。
- ・ボーリングは、18m又は30m深度で、86mm φ オールコア・ボーリング
- ・(専門委員)使用履歴調査結果では A-7地点は農薬倉庫、C-3がIKK敷地に使用しているくらいでVOCの使用履歴がないが、分析結果ではジクロロメタンが検出されている。どのように解釈されるか？
 (専門委員)ヒアリング等で追跡調査が必要だろう？
 (石原産業)A-7地点は有機物廃棄物の一時仮置きをした事がある。C-3での有機物の使用は不明である。
 (石原化工)C-3地点は石原化工建設(株)製罐工場付近である。この付近では建設用資材置場で、有機物を使用したような事はあまり考えられないと思う。
 (専門委員)産廃物の仮置きなどはあまり記録に残らないので、今後のヒアリング調査でそのような部分も聞き出すように留意した方が良い。

(3) BSサイトの健康リスク調査について

- ・資料3に基づき、大気中のVOCガス濃度調査についてパワーポイントで報告。(石原産業)
- ・(専門委員)7番のみ高濃度だが、ガス濃度測定装置の地面からの高さは？
 (石原産業)1.2m程度である。
 (専門委員)7 番の大気ガスが高濃度なのは、工場設備から漏洩の可能性もあるのでは？
 (石原産業)その可能性もあるので、今後調査を検討する。

(専門委員)設備から空気中へのVOCガス放出箇所が特定できれば、今後の汚染を未然に防止できるだろう。

(石原産業)7番は屋内の地点であるが、ジクロロメタン貯槽から10m程度の距離である。貯槽からの排気は除害塔に引いているので、大気への影響は無いと思われるが調査してみる。

(専門委員)土壌ガスの調査結果で高濃度な1番、3番については、大気ガス調査結果では非検出である。土壌には汚染があるが、大気にはその影響が出ていないようだ。

農薬工場の現地調査では、有機溶剤臭で気分が悪くなった委員がいたようだが、土壌からのガスではなく、工場設備配管等からの漏れが原因だったのかも知れない。

7番が高い事に関して作業環境として今後はどう調査するのか？

(石原産業)工場内の空気中濃度は、作業環境測定として別途調査しているので、その結果と合わせて解析はできると思う。健康診断では、尿・血液検査等で有機溶剤の検査を実施する。

(4) その他の情報連絡

①敷地外の浚渫土分析について

・前回の当委員会のアドバイスを受け、当社内で地元要請に沿う方針で進めている。本件は工場敷地外の問題でもあるので、関係行政・機関との調整が必要である事と、地元自治会にも本件調査実施の方針だが、今しばらく時間を要する事を連絡済みである事を委員に中間報告。(石原産業)

・(専門委員)難しい問題だが、できるだけ推進した方が良い。三重大学等の専門の先生の協力が必要だろう。

(専門委員)浚渫土分析からは、いろんな物が検出されるだろう。分析結果は開示すべきだが、その原因・経緯についてできるだけ調査して、しっかり理論武装してから、戦略的に公表するように努めるべき。本件は原因がなかなか判らないので、難しく、ナーバスな問題である。分析結果については当委員会でもできるだけ協力するので報告して欲しい。

(専門委員)住民には、海流や河川の流れ込みがあり、複雑な問題が絡み合った問題であることを十分に理解してもらえるように説明をするべきである。

以上、公開審議の終了について委員長宣言。傍聴者は退出。

次いで、連絡事項、事務事項の前に以下の質疑があった。

○ 土壌汚染対策の浄化方針について(臨時審議)

(専門委員) 経済状況が悪化している中で、環境対策(土壌浄化)は経営面に大きな影響がある。会社として土壌汚染対策の今後の方針について改めて確認したい。

金を借りてまで、環境対策を行うのは企業経営にとっては本来あってはならない。一方で土壌・地下水汚染は周辺への汚染拡大防止が急がれる事もあるので、環境対策を重視すれば金の面では際限がない。会社としての方針を確認したい。

また、行政との指導と当専門委員会の審議結果が食い違った場合はどうするのかについて、予め議論しておくべきと思う。当委員会の結論はあくまでも参考意見であるとの解釈を行政はとっているようだ。ISKはその辺をどう調整する方針なのか？

(専門委員) ISKは四日市市からどのようなコメントを受けているのか？

(石原産業) 行政の方針は、外部への汚染防止が第一優先。

(専門委員) 行政は、まず遮水壁を設置して、周辺への汚染を防止してから、工場内の汚染状況を調査すれば良いとのスタンスだろう。

当委員会では原因をつきとめてから、外部への影響等を食い止める対策を検討するスタンスだが、行政がとにかく遮水壁設置を求めてくると時間的な食い違いが生じるので、それがプレッシャーになってくると困る。

(石原産業) 当社としても原因を把握し、適切な対策を取ることを目的として専門委員会を設置しました。遮水壁設置については、行政指導ではなく、当社が自主的に検討したことです。法令に抵触し緊急な対応を要する状況ではないので、当委員会の決定を尊重して対応する考えです。行政とはその方向で調整したい。

(専門委員) ISKが遮水壁設置を持ち出したので、行政がすぐにでも工事が始まるのではないかという期待を持ってしまった可能性はある。それに対して実態がなかなか進まないと、何をやっているのだと言われる可能性がある。

(専門委員) 四日市市の担当者と話をしたが、まさにこの話のとおりニュアンスがあった。行政は外部への汚染を食い止める策が目に見える遮水壁設置を求める事が多い。しかし、汚染機構を解明してから遮水壁設置をしないと、反って汚染を広げてしまう可能性がある。であるから、行政とはきちんと話し合いで調整をする必要がある。

(専門委員) 市街地に隣接しているような立地なら、まず遮水壁設置をして、健康被害防止の方策をとるべきだが、四日市工場の場合はそのような切迫した状態ではなく、時間的には余裕があると思うので、汚染機構を解明してから効果的な浄化方法を検討すべき。四日市市には、四日市工場は住宅地内の工場ではない(周辺も近接地に飲用の井戸は無い)と言う事をまず説明すべき。

(専門委員) 四日市市が健康被害を阻止する事を考えるなら、市街地にある井戸の水の状況がどうかを市が調査・分析すべきだし、四日市工場からの原因が懸念される部分はISKが応急措置をするのがスジである。現状として周辺に健康被害が及ぶ恐れが無い場合は、汚染機構の解明の上で対策を講じるのが大前提である。

(石原産業) 行政の意向を確認します。もう一つの経営と環境対策の問題ですが、当社は、フェロシルト問題や有機物残渣不法投棄問題等の法令違反に関わる事案については、待ったなしで対応してきましたし、その他の環境問題にも積極的に取り組んでいます。現在の経営状況に大きな変化はなく、環境対策の方針に変更はありませんが、先生のご意見は経営トップに伝えておきます。

(専門委員) 環境対策についての企業方針はよく検討すべき。経営上、環境対策が問題になる場合は、それを先延ばしするのも一つの対応だと思われる。何十年間で汚染したものは長期間を掛けて取り除く方法もあるので、経営状況とのバランスを考慮して浄化計画を進めるべきなので、参考意見として受け止めて欲しい。

(専門委員) 健全な経営状態を維持してはじめて、その企業が浄化対策の実施が可能になるので、時間を掛けてでも浄化対策を継続すれば良い。四日市工場はそれが可能な場所であると思われる。

7. 連絡事項、事務的事項

- 1) 石原産業からの、県条例に基づく土地改変に伴う土壌調査についての報告
条例、土壌汚染対策法に基づいた調査を行い、委員会に結果を報告する。
- 2) 業務委託契約書の締結作業について
- 3) 当委員会の議事録の様式について
議事録は対話形式でできるだけ詳細に記録する。発言者は無記名とする。但し、事務的な報告部分は結果のみ表示。
- 4) 専門委員会HPリンク設定ルールについて

8. 次回までの作業確認

- ・フェーズ1履歴調査への年代の記載、及びヒアリング結果の報告
 - ・工場全域調査、ボーリング調査結果の中間報告 2 回目
 - ・BSサイト健康リスク、特殊健康診断結果報告
-
- ・第5回委員会開催日 12月25日(木)14時～ (予定)

以 上